

福岡市市民公益活動推進施策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民の公益的な活動を推進し、活力ある地域社会の実現に向けた施策を検討するため、福岡市市民公益活動推進施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、市長が必要と認めるときは、委員の同意を得て任期を延長することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民局コミュニティ推進部において行う。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月4日から施行する。

「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」委員名簿

〔任期：平成16年8月4日～平成17年8月3日〕

氏名	所属等	分野
安立清史	九州大学大学院人間環境学研究院	学識経験者
稲舛積	特定非営利活動法人 NPO博多まちづくり	NPO・ボランティア関係者
内田誠也	西区自治会	地域関係者
大原敦子	城南区さわやかなの会	地域活動実践者
岡道也	財団法人 福岡都市科学研究所	学識経験者
川口浩	自由民主党福岡市議団	市議会議員
中山郁美	日本共産党福岡市議団	市議会議員
信友浩一	九州大学大学院医療システム学	学識経験者
浜田一雄	公明党福岡市議団	市議会議員
平畑雅博	みらい福岡	市議会議員
藤原浩志	大原おやじの会	地域活動実践者
正木計太郎	福岡商工会議所	企業関係者
森田昌嗣	九州芸術工科大学芸術工学部	学識経験者
山浦修	西日本新聞社	報道関係者
吉田順子	特定非営利活動法人 もしもし地球	NPO・ボランティア関係者
吉田利枝	小笹公民館	地域関係者
脇園正弘	若久サミット	地域活動実践者
脇山哲郎	九州電力株式会社	企業関係者

(五十音順・敬称略)